

## 広青苑通所介護事業所 利 用 料 金 表

(令和6年4月1日から令和6年5月31日まで)

### 1. 介護給付サービスによる料金

サービスの利用料金は、ご利用者の要支援・要介護度によって異なります。

下記の表により、要支援・要介護度に応じた自己負担額をお支払いください。

(1日あたりの金額 単位：円)

要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額 (1割の場合)	584	689	796	901	1,008

(注) ただし、五城目町外から利用した場合には、上記に100分の5の金額を加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

要支援区分	要支援(週1回程度)	要支援(週2回程度)
自己負担額 (1割の場合)	1,798	3,621

### 2. サービス提供体制強化加算

サービスを提供する介護員のうち、勤続10年以上の「介護福祉士」を25%以上配置し、質の高いケアを提供しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

(1日あたりの金額 単位：円)

要介護度区分	要介護1～5
サービス提供体制強化加算(I)	22

(1か月あたりの金額 単位：円)

要支援区分	要支援(週1回程度)	要支援(週2回程度)
サービス提供体制強化加算(I)	88	176

### 3. その他の介護給付サービスの加算 (該当する場合はお支払いください。)

#### (1) 入浴介助加算

要介護状態の方で、入浴介助を受けた場合には、下記の金額を加算してお支払いください。

#### (2) 若年性認知症利用者受入加算

要介護状態の若年性認知症の方が利用した場合には、下記の金額を加算してお支払いください。

(1日あたりの金額 単位：円)

入浴介助加算 (I)	40
若年性認知症利用者受入加算	60

### 4. その他の介護予防給付サービスの加算 (該当する場合はお支払いください。)

#### (1) 生活機能向上グループ活動加算

要支援の方は、下記の金額を加算してお支払いください。

#### (2) 若年性認知症利用者受入加算

要支援状態の若年性認知症の方が利用した場合には、下記の金額を加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

生活機能向上グループ加算	100
若年性認知症利用者受入加算	240

### 5. 介護職員処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～4の該当する料金と加算の1か月分の合計額に、下記の金額を更に加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

介護職員処遇改善加算 (I)	上記1～4の該当する料金と加算の合計額×59/1,000に相当する額
----------------	------------------------------------

## 6. 介護職員等特定処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～4の該当する料金と加算の1か月分の合計額に、下記の金額を更に加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	上記1～4の該当する料金と加算の 合計額×10/1,000に相当する額
-------------------	--

## 7. 介護職員等ベースアップ等支援加算

法に定める介護職員等のベースアップ等を行っておりますので、上記1～4の該当する料金と加算の1か月分の合計額に、下記の金額を更に加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

介護職員等ベースアップ等支援加算	上記1～4の該当する料金と加算の 合計額×11/1,000に相当する額
------------------	--

## 8. 介護給付の対象とならないサービスの料金

### ①食費

食事の提供に要する費用（食材料費、調理費相当分）をお支払いください。

(1日あたりの金額 単位：円)

食 費	500
-----	-----